大阪市・八尾市・松原市環境施設組合の施設における国旗の掲揚に関する条例

平成27年２月20日条例第11号

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合（以下「組合」という。）の施設（組合以外の者の所有する建物に所在する施設を除く。）においては、その執務時間において、その利用者の見やすい場所に国旗を掲げるものとする。

附　則

この条例は、平成27年４月１日から施行する。